

長 建 協 発 第 1 3 号
平 成 2 4 年 4 月 9 日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」
受講済者の優先使用について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、標記の安全衛生教育の受講済者の優先使用について別添のとおり全建を通じ社団法人全国クレーン建設業協会より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げますとともに、移動式クレーン運転業務を行う際には、労働災害の防止を図るため、労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を受講した者を使用されますようお願い申し上げます。